# 高齢者虐待防止法改正案要綱(改定案)(叩き台案)

日本高齢者虐待防止学会 (法制度推進委員会)

当学会法制度改革特別部会は、高齢者虐待防止法の見直しに向けて2010年2月10日付で改正案要綱を条文化して取りまとめました。その後の障害者虐待防止法の成立と、高齢者虐待に関わる各種調査研究事業の結果を踏まえ、今般、2010年案を基礎にしつつ、改定した「改正案要綱(改定案)」を提示します。

なお、直ちに法改正が難しい項目の場合でも、省令改正や手引きの改正、検証作業への反映によって早期に適切に対応されることが求められます。

# 1 セルフネグレクトについて

## 【提案1】虐待類型の中に「セルフネグレクト」を新たに追加する。

セルフネグレクトは、高齢者虐待防止法の第一章が予定する他者の行為による虐待類型とは異なるが、高齢者の尊厳維持・回復に社会が強い関心を持っているという意味において差異はありません。また、制度として明記することで、市町村がセルフネグレクトに対して必ず取り組むべきとの位置づけをすることができます。

改正方法としては、定義に加えるのみとし、第一章の各条項の中でセルフネグレクトが想定しない条項は適用を考えていません。

# 【改正案】

第2条3項を次のように改める。

この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待、養介護施設従事者 等による高齢者虐待のほか、高齢者自身によるセルフネグレクトを指す。

第2条6項を同8項にして、以下の条項を6項として追加する。

セルフネグレクトとは、自己が要介護状態にあり、介護保険の利用若しくは生活保護 (介護扶助)の利用が可能であることの説明を受けながら、なお介護を受けることを拒む 行為を指す。

# 2 虐待の定義に身体拘束を入れる

## 【提案2】身体的虐待に身体拘束を追加する。

障害者虐待防止法は身体拘束について身体的虐待の類型として明示しており、高齢者虐待防止法を同様の規定に改正することが適切です。

## 【改正案】

第2条4項一号イおよび同5項一号イを次のように改める。

高齢者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な 理由なく高齢者の身体を拘束すること。

# 3 養護者の定義の拡大

# 【提案3】養護者の定義を拡大する。

養護者の範囲を見直し、「特に必要がある場合は、現に養護している養護者以外の同居の親族、別居の親族やそれと同等の関係にある者を含むものとする」ことを明記し、適切に虐待対応を促すことが必要です。

#### 【改正案】

第2条2項の末尾に以下を追加する。

なお、特に必要がある場合は、現に養護している養護者以外の同居の親族、別居の親族やそれと同等の関係にある者を含む。

# 4 養介護施設従事者の補充

【提案4】「養介護施設従事者等による虐待」の対象施設として、介護保険の認可を受けていない入所型事業所および無届事業所などの列挙されていない事業所、並びにサービス付高齢者住宅を含める。

立法時に存在しなかった高齢者が利用する事業所が様々な形態で設置されており、 そこでの虐待も発生していること、立法時以降に成立した高齢者すまい法に基づくサ ービス付き高齢者住宅における虐待も発生していることから、これらに対応できる法改 正を行う必要があります。

### 【改正案】

1 第2条5項3号として以下の規定を追加する。

高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条1項のサービス付き高齢者向け住宅において業務に従事する者が、当該住宅におけるサービスの提供を受ける高齢者について行う前一号イからホまでに掲げる行為

2 第2条5項4号として以下の規定を追加する。

その他厚生労働省の定める事業において、業務に従事する者が、当該事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前一号イからホまでに掲げる行為

#### 5 市町村の役割の補充

【提案5】市町村の役割として「必要に応じて当該高齢者に対する介護環境改善のための支援計画を策定するものとする。」との規定を追加する。

現行法では、第一章における市町村の役割について、第6条は単に「相談、指導及び助言を行う」としていますが、市町村は高齢者虐待防止の実施責任者として個々の 当該高齢者の状況を把握し、具体的な支援計画を策定し実践する責任を明記すべき です。

#### 【改正案】

第6条「相談、指導及び助言を行う」との規定に続けて、以下の条文を追加する。

必要に応じて当該高齢者に対する介護環境改善のための支援計画を策定するものとする。

# 6 通報義務についての整理

#### 【提案6】通報義務について障害者虐待防止法と同様にする。

高齢者虐待防止法は通報について、「当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合」は義務として(第7条1項)、「前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者」の通報は努力義務となっています(同2項)。しかし、障害者虐待防止法では、いずれも「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。」と規定されており、障害者と同様の規定に改めるべきです。

養介護施設受持者に関わる第21条1項及び2項についても同様に改めるべきです。

## 【改正案】

第7条1項を以下のとおり改め、同2項を削除する。

養護者による高齢者者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

第21条1項を以下のとおり改め、同2項を削除する。

高齢者福祉施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

## 7 立入調査の要件

#### 【提案7】立入調査の要件を緩和する。

立入調査については、「高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるとき」に実施ができるとされているが、「重大な危険」かどうか判断を要するために、立入調査の実施割合は低くとどまっており、困難事例に対して有効に機能しているとは言えない状況があります。立入調査が実施しやすいように実施できる場合の要件を緩和すべきです。

### 【改正案】

第11条1項を以下のとおり改める。

市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

## 8 立入調査の権限の拡充

【提案8】立入権限について、まず知事に出頭命令の権限を認め、出頭命令に応じない場合 には裁判所による立入命令を発することができるよう改める。

現行法は、虐待調査のための立入(第11条)を規定していますが、児童虐待防止法の規定を参考に、まず知事に出頭命令の権限を認め、そして出頭命令に応じない場合には裁判所による立入命令を発することができるよう改める必要があります。児童虐待防止法においては、裁判所の立ち入りは切り札であって、その前段階の知事の出頭命令で解決につながるケースも見られるとのことです。

## 【改正案】

児童虐待防止法第8条の2、第9条の2ないし9、第10条の2ないし第10条の6に相当する規定を補充し、高齢者虐待防止法12条1項及び2項の市町村長の前に「都道府県知事又は」を追加する。

# 9 都道府県の権限

# 【提案9】都道府県の権限として、市町村相互間の調整、専門職員による市町村への還元

現行法では、「都道府県の援助」(第19条)として、「市町村に対する連絡調整、情報 提供その他必要な援助を行う」とされています。しかし、複数の市町村が関与せざるをえ ない事案があります。例えば、養護者虐待について、小さな市町村で市町村内の施設に 措置入所しても入所先が直ぐに突き止められてしまいます。

そのため県内の他の施設に入所できるように連携する必要があります。それらの解決のため、さらには市町村で積み上げられた事例を分析して、より適切な支援体制を構築するためのシンクタンク(専門機関)としての機能を持つべきです。

なお、障害者虐待防止法においては、市町村障害者虐待防止センター及び都道府県 障害者権利擁護センターを設置することが規定されており、高齢者虐待防止法において も都道府県についてはセンター設置を明記すべきであり、そのセンターは上記の例示の ような必要性から養護者虐待への対応をする機能も付与すべきです。

#### 【改正案】

第19条の2ないし第19条の5として、障害者虐待防止法第36条ないし39条の条文に相当する以下の規定を養護者による虐待についての権限として追加し、養介護施設従事者による虐待についても準用するものとして、高齢者虐待防止法第24条の2に、第19条の2ないし5の準用規定を追加する。

#### (都道府県高齢者権利擁護センター)

- 第19条の2 都道府県は、高齢者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県が 設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県高齢者権利擁護センターとしての機 能を果たすようにするものとする。
- 2 都道府県高齢者権利擁護センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第7条第一項、(および同第二項)の規定による通報又は第9条第一項の規定による届出、 並びに第22条第一項(および同第二項)の規定による通報又は同条第四項による届出を 受理すること。
- 二 この法律の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言その他必要な援助を行うこと。
- 三 高齢者虐待を受けた高齢者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相談に 応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。
- 四 高齢者虐待を受けた高齢者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、 関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 高齢者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。
- 六 高齢者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
- 七 その他高齢者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

#### (都道府県高齢者権利擁護センターの業務の委託)

- 第19条の3 都道府県は、第19条の5の規定により当該都道府県と連携協力する者(以下 「都道府県高齢者虐待対応協力者」という。)のうち適当と認められるものに、前条第二項 第一号又は第三号から第七号までに掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。
- 2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第一項の規定により第7条第一項、(および同第二項)の規定による通報又は第9条第一項の規定による届出の受理、並びに第22条第一項(および同第二項)の規定による通報又は同条第四項による届出の受理に関する業務の委託を受けた者が第7条第一項、(および同第二項)の規定による通報又は第9条第一項の規定による届出の受理、並びに第22条第一項(および同第二項)の規定による通報又は同条第四項に規定する届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

## (都道府県等における専門的に従事する職員の確保)

第19条の4 都道府県及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、高齢者虐待の防止、 高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、高 齢者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門 的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

# (都道府県における連携協力体制の整備)

第19条の5 都道府県は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

# 10 通報者保護

【提案10】事業所内での虐待に対する従業員の内部通報は「過失による場合」でも正当な 通報として保護すべきである。 現行法は事業所内での虐待に付き従業員の内部通報は「虚偽の場合、過失による場合」は不利益取り扱い禁止の対象から除外しています(第21条6項)。しかし、事業活動に伴う虐待において第一発見者は事業所内部の従業員であり、早期の通報を促すためにも「過失による場合」は正当な通報として保護すべきです。

#### 【改正案】

第21条6括弧書きを以下の通り改める。

(虚偽であるものを除く。次項において同じ。)

# 11 医療機関についての補充

【提案11】医療機関における虐待について法で位置付けるとともに、医療法を中心とした制度の枠内を中心に処理することを規定すべきである。

医療機関における虐待について、療養型病床群については第2条5項1号において規定されていますが、その余の医療機関については規定がありません。しかし、漏れなく高齢者の尊厳の維持回復を図る趣旨から、これらを除外すべきではありません。

ただ、医療機関については厚生労働省が主管しており、医療法を中心とした制度の枠内で処理されるとの原則を維持し、同省の指導の枠組みに委ねるのが適当と思われます。

なお、障害者虐待防止法31条には「医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等」についての規定があり、まず、高齢者虐待防止法においても同様の規定を設けるべきです。

# 【改正案】

1 第2条6項を同8項にし(前述)、同7項として医療機関による虐待を入れる

この法律において「医療機関による高齢者虐待」とは、医療法第一条の五第一項に 規定する病院又は同条第二項に規定する診療所の業務に従事する者が、当該医療機 関に入所し、その他当該医療機関を利用する高齢者について行う、次のいずれかに該 当する行為をいう。

- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な 理由なく高齢者の身体を拘束すること。
- ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理 的外傷を与える言動を行うこと。
- 二 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 2 第3章の後に、「第4章 <u>医療機関による高齢者虐待の防止等</u>」として、以下の条項を追加する。

#### 第4章 医療機関による虐待

- 26条 医療機関において<u>第2条</u>に定める行為がなされた場合は、医療制度の枠内で 緊急かつ適切に対応されなければならない。
  - 2 市町村、都道府県が通報を受けた場合には、その事実を直ちに都道府県 知事に連絡しなければならない。
  - 3 通報<u>又は前項の連絡</u>を受けた知事は、直ちに当該医療機関に対して医療法に基づき、要介護入院患者に対する健康状態を把握し適切な措置を講じなければならない。
  - 4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の7の精神科病院又は同 第19条の8の指定病院における虐待の通報又は連絡を受けた知事は、当該通報 又は連絡に係る高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定に よる権限を適切に行使するものとする。
  - 5 前記通報について、病院の内部通報の場合は、21条6項を準用する。
- 3 上記26条の2として以下の条項を追加する。

医療機関(医療法第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。)の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する高齢害及び高齢者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する高齢者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する高齢者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する高齢者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

## 12 調査研究・検証について

# 【提案12】調査研究・検証に関する規定を整備すべきである。

高齢者虐待防止法26条は国による調査研究を規定をしていますが、児童虐待防止法では、国及び地方自治体による重大事案についての調査研究及び検証の規定を設けており、高齢者についても同様の規定の整備がなされるべきです。なお、児童虐待防止法では、13条の4で資料又は情報の提供に関する規定を設けており、高齢者虐待防止法においても事実の確認および対応、事案の究明が円滑になされるためには同様の規定を設けることが必要です。

障害者虐待防止法には、高齢者虐待防止法26条と同様の調査研究の規定がありますが、国だけではなく地方自治体も主体として含まれています。高齢者についても早急に現行26条に「地方自治体」を加える改正をすべきです。

#### 【改正案】

1 3条4項として以下を追加する。

国及び地方公共団体は、高齢者虐待を受けた高齢者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、高齢者虐待の予防及び早期発見のための方策、高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに高齢者虐待を行った養護者の指導及び支援のあり方、高齢者<u>福祉施設</u>の職員が高齢者虐待の防止に果たすべき役割その他高齢者虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

2 現行28条の後に29条として以下を追加する。

地方公共団体の機関及び病院、診療所、高齢者<u>福祉施設</u>、その他高齢者の医療、福祉に関係する機関(地方公共団体の機関を除く。)並びに医師、歯科医師、保健師、看護師、高齢者<u>福祉施設</u>の職員、その他高齢者の医療、福祉に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は都道府県(都道府県高齢者権利擁護センター長)から高齢者虐待に係る高齢者又はその養護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他高齢者虐待の防止等に係る当該高齢者、その養護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は都道府県(都道府県高齢者権利擁護センター長)が高齢者虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る高齢者、その養護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 上記1項及び2項の改正が直ちに困難な場合は、現行第26条を以下のとおり改める。 国及び地方公共団体は、高齢者虐待を受けた高齢者がその心身に著しく重大な被 害を受けた事例の分析を行うとともに、高齢者虐待の予防及び早期発見のための方策、 高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方その他高 齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び自立の支援並びに養護者に 対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。